

「永山まちづくり実行委員会」会則

(名 称)

第1条 本会は、「永山まちづくり実行委員会」（以下「会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 会は、永山まちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）の所管区域において、協議会の意見を踏まえた地域の活動計画（以下「活動計画」という。）に基づく、各種事業を束ねる体制を構築し、地域内の横連携を促進するとともに、多様化する地域課題に柔軟かつ計画的に実行することにより、地域力の向上を図ることを目的とする。

(組 織)

第3条 会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 活動計画に基づく、各種事業を実施している団体の長及びその団体に所属している者。
- (2) 会が特別に認めた者。

(事 業)

第4条 会は、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 活動計画に基づく、各種事業の企画・実施及び総括・事業調整
- (2) その他、目的を達成するために必要と認められる事業

(役員の選任)

第5条 会に次の役員を置く。

- | | |
|---------|-----|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 複数名 |
| (3) 会 計 | 1名 |
| (4) 監 査 | 1名 |

(役員の職務)

第6条 会長は、会を代表し、会務を総括するとともに、会議の進行を担う。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 会計は、会の会計を担当する。
- 4 監査は、会の会計を監査する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は、選任の日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第8条 会議の招集は会長が行う。

- 2 会議の開催は、会員の過半数の出席をもって成立する。ただし、やむを得ないときは、委任状をもって出席に代えることができる。
- 3 議事の決定は、出席総数の過半数をもって成立する。

(経 費)

第9条 会の運営に要する経費は、補助金、助成金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第10条 会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(事務所)

第11条 会の事務所は、会長宅に置く。

(補 則)

第12条 この会則に定めるもののほか、必要な事項については、その都度、会議を招集してこれを定める。

附 則

- 1 この会則は、平成29年3月29日から施行する。
- 2 会の初年度の会計年度は、第10条の規定にかかわらず、会の設立した日から当該年度の3月31日までとする。